

九条だより

第132号

北広島九条の会 2018.12.1 発行
事務局 梁川彰博 (ヤガワ アキヒロ)
TEL・FAX 375-9600
メール kitahiro-9jounokai@live.jp
ホームページ www.kitahiro9.org

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

11月19日現在、「市民アクションの会」の署名は、1350筆に。

安倍9条改憲NO！市民アクションの全国統一署名

臨時国会開会中、3千万筆めざしてさらに取り組みを強めましょう。

「安倍9条改憲NO！3千万署名をすすめる全国市民アクション」は、署名が2000万筆を超えたと発表しました。臨時国会が開会中です。取り組みをさらにすすめましょう。「市民アクション・北広島の会」は、発足以来、精力的に街頭署名や地域訪問署名に取り組み、市内の各団体と合わせて7千筆に達しました。4～10月のこれまでの諸行動にのべ500名以上の市民の方が参加しました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

市民と野党の共闘をすすめる北海道5区の会からお知らせ

「市民連合@新潟」共同代表 佐々木寛さんをお招きして講演会が開かれます。

＜市民が変える、政治を変える＞市民集会

12月9日(日) 午後6時～ 札幌市厚別区民センター・大ホール

新潟県の市民運動は、これまでの国政選挙や県知事選挙で「市民と野党の共闘をすすめる」中心的な役割を果たしています。佐々木寛さんからは実践的な経験に富んだお話がされます。2015年9月19日、あの戦争法を強行した国会を取り囲んだ市民の間から「野党は共闘」の声がほうはいと沸き起こり全国に広がりました。以来「市民と野党の共闘」の運動は3年。来春の一斉地方選や夏の参議院選を見据え、新たな飛躍を期しての講演会が組まれました。皆さまのご参加をお待ちしています。

***第1部 講演 「＜市民政治＞が切り拓く未来」**

佐々木 寛さん (新潟国際情報大学教授)

***第2部 対談 佐々木 寛さん×川原 茂雄さん (市民の風共同代表)**

***開場 午後5時40分 *開演 午後6時 *終演 午後8時**

***参加費 500円 学生以下無料**

***佐々木寛さんの書籍『市民政治の育てかた 新潟が吹かせたデモクラシーの風』(大月書店)を販売します。1冊1700円(税込、端数切捨て)。**

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎「まなび座」第55回会合 2019年1月22日(火) 午後1時半～広葉交流センター

新しいテキスト 『改憲』の論点(集英社新書)

◎お知らせ 市民の戦争体験を伝える「バトンタッチ」第8集が刊行されました。玉稿をお寄せいただいた市民の方は13名、特別企画として「旧陸軍通信所シンポジウム」の記録が掲載されています。頒価300円。ぜひご覧ください。

憲法の三つの特徴—国民主権 基本的人権の尊重 平和主義
戦争は究極の人権侵害 アベ9条「改憲」許さない
11月4日 「憲法の話」3回連続最終回 中村憲昭弁護士が講演

11月4日（日）団地住民センターで第71回例会が開かれ、34名の市民が参加しました。講師は、弁護士であり憲法応援団として活躍されている中村憲昭さん。弁護士になって18年になるという中村弁護士。憲法に興味をもったきっかけは、自分の名前の中に憲法の憲の字があるから、という自己紹介で始まりました。

「憲法の三原則」とは、ご存じの通り「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」です。日本国憲法は、近代憲法の歴史の中で生まれ発展してきた「主権在民」、「人権尊重」の原理を含み、また先の戦争への反省をもとに、「平和主義」の規定を持つことを特徴とした国際的にも先駆的な憲法です。しかしそれゆえに、理想主義的と言われることもあります。

憲法の構成は、明治憲法の改正という手続きで制定されたこともあり第一章に天皇の位置規定があり、第二章に戦争の放棄（平和主義）、第三章に国民の権利（権利規定）そして第四章以降に国会や司法などの統治規定が入ってきます。第三章の国民の権利については、第13条の幸福追求権の条項を例に、誤解を受けやすい“公共の福祉”という言葉の解釈、そして戦前の大日本帝国憲法、さらに自民党改憲草案それぞれとの権利規定の書き方、考え方の違いについて詳しく解説されました。

まず、第13条の“公共の福祉に反しない限り”という人権に対する制限は、例えば、「表現の自由」と「プライバシーの侵害」の対立にみられるように人権同士がぶつかる場合におけるその調整の意味合いでの制限と解釈されます。現憲法では、国に対し個人の人権は最大限尊重されるとしています。これに対し、大日本帝国憲法では、国民の自由や権利は国の決めた法律の範囲内においてのみ認めるとされていました。そして自民党改憲草案（2012年4月27日決定版）については、“公共の福祉”に対応する部分は“公益及び公の秩序”と変えられ、立憲主義に反し、国が国民に縛りをかけることができる表現となっており、時代に逆行しています。

次に、中村さんは第2章「平和主義」の大切さを訴えました。戦争は“究極の人権侵害”、平和主義が崩れれば国民主権も人権の尊重も成り立たなくなることは歴史の事実が示しています。また、対外的にみれば憲法9条は、他国に軍事的緊張を高めないという効果を発揮し、東アジアの安全保障としての意味を持ちます。憲法9条を骨抜きにしたいアベ政権は、憲法尊重擁護義務を負っているにもかかわらず、内閣を改憲派で固め、ネットメディアやSNSを使っただけの宣伝やフェイク、またメディアへの圧力、介入、懐柔、そして、「改憲ではなく加憲」や「おためし改憲」などと言い、あらゆる方法で改憲の動きを強めています。

最後に、中村弁護士は「護憲派は、護憲論をアップデートしなくてはならない」と言います。変える必要がないから変えない、大切だから守る、では改憲派に抗しきれなくなっていると感じています。理由の一つには、戦後日本の平和維持が安保体制に守られてきたという側面があり、この安保体制をどうするかをセットで護憲論を構築していく必要があると考えているということです。また、武力行使以外の国際協力のあり方を探っていく努力、そして若い人にこの様な問題をどう伝えていくかが重要、と訴えられました。

◎**募金のお願い** 当会は会員制をとっていません。活動は皆さんの浄財が頼りです。是非ご協力をお願いします。 郵便振込み口座・北広島九条の会02790-9-65384